

- ※所得割賦課基準額とは、令和6年1月～12月の所得の合計額（総所得金額等）から基礎控除額を差し引いたものです。
- 所得とは、収入金額から給与所得控除や必要経費等を差し引いたものです。
- 総所得金額等に含まれる主な所得は、給与所得・雑所得（公的年金等）・事業所得（営業・農業等）・不動産所得・配当所得一時所得・総合譲渡所得・株式譲渡所得・分離譲渡所得（特別控除後）などがあります。
 - ・遺族・障害年金，雇用保険等の非課税所得は含まれません。
 - ・配偶者控除や扶養控除などの所得控除は適用されません。
 - ・純損失の繰越控除は適用されますが，雑損失の繰越控除は適用されません。

基礎控除額表

合計所得金額	基礎控除額
2,400万円以下	43万円
2,400万円超 2,450万円以下	29万円
2,450万円超 2,500万円以下	15万円
2,500万円超	0円

合計所得金額とは、純損失及び雑損失の繰越控除前の総所得金額等です。分離課税の土地建物等の譲渡所得の金額は特別控除適用前となります。